

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和2年2月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和2年2月 日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号				公開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)	四万十市情報公開条例第9条に該当 ()		
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和元年9月18日(金)		
				会議時間	10時00分～11時00分		
出席委員	委員長	山崎 司		委員 寺尾 真吾			
	副委員長	大西 友亮					
	委員	安岡 明					
	委員	平野 正					
	委員	西尾 祐佐		欠席委員			
	委員	廣瀬 正明					
その他	議長	宮崎 努					
	委員外議員						
執行部出席者	総務課長	成子 博文					
	地震防災課長	岡本 寿明					
	財政課長	町田 義彦					
	財政課補佐	稲田 修					
	地域企画課長	伊勢脇 敬三					
	観光商工課長	朝比奈 雅人					
事務局	事務局長	阿部 定佳					
	事務局員	上岡 真良那					
記 録							
<p>令和元年9月定例会において、本委員会に付託を受けた議案6件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた第 28 号議案「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について審査を行った。

【説明：成子総務課長】

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が 6 月 14 日に公布された。これは、既に施行されている「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の主旨として定める“成年被後見人および被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されない”よう、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する「欠格条項」等の規定を設けている制度について、措置の適正化を図るために、関係する 188 の法律が改正されたものである。また、この関連法令の整備に伴い地方公務員法も改正され、欠格条項として第 16 条第 1 号に規定されていた成年被後見人または被保佐人が削除された。

そのため、これに伴い「四万十市の一般職員の給与に関する条例」等の関連する 5 つの条例を一括改正するものである。骨子としては、5 つの条例中の地方公務員法第 16 条第 1 号の条文中に引用している「成年被後見人または被保佐人」を削除するものが主な内容である。

施行期日は法施行日の令和元年 12 月 14 日である。

質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 29 号議案「四万十市消防団員の定数、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：岡本地震防災課長】

第 28 号議案同様、消防団員に対する欠格条項である「成年被後見人及び被保佐人」の条項を削るものである。また、その他に、地方公務員法の規定に合わせて条文中の事項を改正する項目があったため、単独の条例として議案を提出した。

施行日は令和元年 12 月 14 日である。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 36 号議案「四万十市過疎地域自立促進計画の一部変更」について審査を行った。

【説明：伊勢脇地域企画課長】

四万十市では、旧西土佐村のエリアについて合併前より国から過疎の指定を受けている。四万十市過疎地域自立促進計画書には、主に西土佐総合支所の各課において実施を計画している事業に関して、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の取組の方針、現況と問題点、その対策、事業計画を掲載している。過疎計画に掲載されている事業については、地方債である過疎債の利用が可能で、元利償還金の 70 パーセントが普通交付税の基準財政需要額に算入されるなど、国からの財源措置を受けられることになっている。

今回は、四万十市過疎地域自立促進計画に一部変更があり、変更内容に議会の議決が必要なもの（事業の追加、中止、大幅な事業量の増減など計画全体に及ぼす影響が大きいもの）が含まれているため議会に諮るものである。「概算事業費の合計が概ね 2 割を超える事業の変更」「計画本文の修正を行うもの」の二つのパターンが議決を要するものとなっている。

過疎計画は、「1. 基本的な事項」から「10. その他地域の自立促進に関し必要な事項」までの全 10 項目で構成されており、今回は事業費合計の増減が 20 パーセントを超える変更を「生活環境の整備」「教育の振興」「その他地域の自立促進」の三項目で、また、本文の修正を全項目で行った。

過疎計画本文の修正は、「1. 基本的な事項」中の、気象、集落人口の動態、産業別人口動態の数値を最新のものに変更している。国勢調査に基づく人口を平成 22 年から 27 年の数値に置き換え、産業別人口動態の表に平成 27 年を追加する等の変更を行った。「4. 生活環境の整備」では、水道施設整備の全体的な見直しにより事業費が全体で 23.4 パーセント減の変更となっている。また、消防救急デジタル無線の整備は平成 26 年度に整備済で、平成 28 年度以降の現計画には必要がないため本文から削除した。「7. 教育の振興」では、ハード事業として西土佐中学校校舎等バリアフリー改修工事を追加し、工事の事業費追加が 189.7 パーセント増となっている。内容は階段昇降機設置や各教室の段差解消を予定している。「10. その他地域の自立促進に関し必要な事項」では、“定住促進”を“移住定住促進”に改めるとともに、「お試し住宅の整備。移住促進の取組として本区域にお試し住宅を整備する。」を追加した。これにより事業費が 20 パーセント以上増することとなった。

当計画に記載されている事業は平成 28 年度から令和 2 年度の 5 ヶ年の事業計画で、実施が約束されたものではないが、先に説明した通り、過疎債を充てる場合はあらかじめ事業に位置付けておく必要がある（令和元年度の事業については当初予算に反映しているため事業実施は見込まれている）。令和 2 年度までの事業について大幅な変更があった場合は、今後も改めて議会へ議決をお願いすることになる。

【質疑：西尾委員】

計画は 5 年で一区切りか。令和 3 年度以降については 2 年度に計画を作るのか。

【答弁：伊勢協地域企画課長】

現計画は令和 2 年度までとなっている。現在、総務省で現行の過疎法の期限後の新たな過疎対策について協議されているため、その結果を待って検討することとなる。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 37 号議案「工事請負契約」について審査を行った。

【説明：町田財政課長】

請負工事名は「市道口屋内宇和島線屋内大橋支線橋梁補修・補強工事」で、予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事請負となることから、議会の議決を求めるものである。指名競争入札を行った結果、契約の相手方は有限会社竹村総合建設、契約金額は税込 1 億 9,250 万円、落札率は 97.4 パーセントである。

【質疑：平野委員】

屋内大橋は、口屋内に奥へ向いて掛かっている橋のことか。

【答弁：町田財政課長】

口屋内にある沈下橋のことで、正式名称は屋内大橋支線である。

【質疑：西尾委員】

最低制限価格はいくらか。また、最低制限価格を下回った入札はあったか。

【答弁：町田財政課長】

最低制限価格は税込 1 億 7,672 万 6,000 円で、予定価格の 89.43 パーセントとなっている。また、入札時に最低制限価格を下回った応札はなかった。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 38 号議案「工事請負契約」について審査を行った。

【説明：町田財政課長】

請負工事名は「クリーンセンター西土佐基幹的設備改良工事」で、予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事請負となることから、議会の議決を求めるものである。制限付一般競争入札を行った結果、契約の相手方は浅野アタカ株式会社広島支店、契約金額は税込 2 億 9,920 万円、落札率は 95.75 パーセントである。

【質疑：西尾委員】

制限付一般競争入札の制限の内容は。

【答弁：町田財政課長】

建設業法に基づく清掃施設工事として専門的な工事に該当するため、その資格要件を要する事や、工事の特殊性等から同様の施工実績を有する事等の必要な入札参加資格について要件を設けて公告し、資格審査の後、入札を行ったものである。根拠法令は地方自治法施行令第 167 条 5 の 2 に、一般競争入札において資格要件や実績等の制限を課することができる」と規定されており、それを活用して制限付一般競争入札とした。

条件はいくつかあるが、主なものは「循環型社会形成推進事業として地方公共団体が発注するし尿処理施設、または汚泥再生処理センターの基幹的改良工事を平成 21 年度以降単独で受注し、稼働した実績を持っている業者」「地方公共団体所管の汚泥再生処理センターの建設工事を平成 21 年度以降単独で受注し、竣工した実績を有するもの」「し尿処理施設または汚泥再生処理センターにおいて、低含水率脱水機を用いて含水量 70 パーセント以下の脱水汚泥、または助燃財を製造する施設を設置し、実稼働を有するもの」である。

【質疑：西尾委員】

参加業者が一社しかなかったということだが、制限に合致する業者が極端に少ないことを予測していたのか。また、実際に少ないのか。

【答弁：町田財政課長】

建設業者は何社かあるが、入札は公開が原則であるため競争性確保の観点から制限付であっても一般競争入札の手段を取った。当該し尿処理場は全国にあるので、資格要件・実績等を有する業者は多数存在すると推定している。

【質疑：安岡委員】

クリーンセンターのような事業において制限付とすることは一般的な手法か、制限付にすることで参加業者が少なくなることはないか。また、落札率 95.75 パーセントは妥当な価格か、一社になったため低いということはないか。

【答弁：町田財政課長】

当該事業は特殊な清掃工事に該当するため、他市事例も参考に実施した。清掃工事の資格を持った市内業者がいないため県外業者が相手方となるが、その中で確実に履行を確保するために、実績等を考慮して制限を付け、公開して競争を行うべきと判断したものである（一般競争入札の場合、公開した時点で一定の競争性・公平性が確保されるという解釈で、一社応札でも随意契約となる。指名競争入札における一社応札の場合は、競争性が確保されおらず、指名通知自身に疑義があるものと判断して入札不調で取り扱っている）。

また、入札価格は制限価格の間にあるため、適正と考えている。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 39 号議案「四万十市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：成子総務課長】

食肉センター臨時職員 2 名の不祥事を受け、市長の 10 月分給料を 10 分の 1 減額するもので、市長自らの責任の所在を明確にするものである。

【質疑：宮崎議長】

確かに今回の件は逮捕・起訴ということになっている。ただし、臨時職員が勤務時間外に取った行動であり、市長がこのような案件全てに対応して減給する、また減給することで禊が終わりというのは良くないのではないかと最近考えている。「このケースはこのように取り扱う」というように、市長の処分について明記して規定されていけば良いが、現在明確な規定はあるのか。無いのであれば今後作成する必要があるのではないか。

【答弁：成子総務課長】

職員に関しては職務規定があるが、市長には職務規定がないため今回の件は自ら提案するものである。

【意見：宮崎議長】

それについて議会が毎回判断して、基本的には全会一致で認めることになると思うが、市長それぞれの感覚によって行われるのは良い傾向ではないと思う。今後の議論を委員皆さんにお願いしたい。

— 小休中 —

— 正 会 —

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■次に所管事項に係る報告について執行部から報告を受けた。

●四万十川の水難事故について報告を受けた。

【説明：岡本地震防災課長】

今月、四万十川で水難事故が 2 件あったため、その内容について報告する。

9 月 5 日、消防署に半家沈下橋付近で鮎釣りをしていた方 1 名が行方不明になったと情報が入った。その後、消防署・警察・消防分団、防災ヘリ・県警ヘリが出動して捜索したが見つからず、13 日に口屋内で遺体を発見し DNA 鑑定により本人確認を行った。

また 9 月 13 日には、関西地方の学生 8 人組が勝間沈下橋付近で遊泳中、沈下橋から飛び込んだ女性 1 名と救出へ向かった男性 1 名が下流へ流され姿が見えなくなったと通報があった。その後、潜水隊による捜索を行ったが日没と増水した河川状況から当日の捜索を打ち切り。翌日以降も捜索を続け 14 日に女性、15 日に男性を発見した。

水難事故防止については、平成 21 年 11 月に渡川水系水難事故等防止連絡会（中村河川国道事務所が事務局、幡多土木事務所・四万十市・四万十市教育委員会・四万十消防署・中村警察署で構成）を設立し、「川遊びガイド」パンフレットの作成と配付、親子水難事故防止教室の開催（毎年）、水難事故が多発している高瀬や勝間沈下橋へ注意喚起の看板設置等の取組を行ってきた。しかし、水難事故が止まなかったため、今年度は新たに「勝間沈下橋周辺への看板の増設」「防災行政無線での注意喚起放送（夏休み期間中、勝間地区）」「ライフジャケットの無料貸出」「関係機関による危険個所の合同パトロール」「警察によるパトロール（1 日 2 回）」の 5 つの取組を実施したところである。

それでも残念な結果になったわけだが、今後の対策としては、今回の水難事故を踏まえて開催される水難事故等防止連絡会の臨時会において、新たな対策について関係機関で協議し検討していきたいと考えている。

【質疑：寺尾委員】

先日の一般質問でも取り上げられたが、毎年のように水難事故があるように思う。ライフジャケットの貸出を四万十川財団が協力してくれる件は、我々も認識不足で周知が足りなかったと思うが、その一方、看板を増設しても若者の遊泳は減らないと思うし、絶対安全な箇所というのを指定して周知することも難しいと感じる。

今回の件も重く受け止め、また四万十川のイメージを守るためにも事故は絶対にあってはいけないと思うので、「この場所では死亡事故何件」のように、かなり文言が厳しく若者も見るとようなものを設置し、危険箇所を避けてもらえるような工夫はできないものか。

【答弁：岡本地震防災課長】

ライフジャケットについては、四万十川財団で貸出できるという情報を得て問い合わせたところ、在庫 20 着はすぐに対応できるということで、8月9日から実施している。市内宿泊施設や集客施設等に広報の協力もお願いし、既に 33 個の貸出を行った。今年度、観光商工課で 180 着予算計上しているため、購入でき次第、色々な所へ設置できると考えている。

【質疑：山崎委員長】

連絡会へは課長も出席するのか。

【答弁：岡本地震防災課長】

委員になっているので出席する。

【意見：山崎委員長】

連絡会へ議会からの意見を伝えておいて欲しい。

【答弁：岡本地震防災課長】

伝えるようにしたい。

【意見：安岡委員】

工夫して、地震防災課として事故の歯止めになるような提言を。例えば浮き輪があれば救出できたかもしれない等、何か考えてもらいたい。

【答弁：岡本地震防災課長】

浮き輪は設置しているが、橋の端に設置しており、距離もあり咄嗟のことで対応できなかったのだと思う。市、消防、国土交通省のホームページで水難事故防止啓発も行っているが、また考えていきたい。

■次に行政視察について協議を行った。

— 小休中 —

— 正 会 —

●行政視察

実施日：10月1日（火）から3日（木）

視察先および目的：岩手県北上市…行政改革（北上ピンポンパン運動）

北上市文化交流センターさくらホール

岩手県紫波町オガール企画合同会社…オガールプロジェクト

岩手県滝沢市…ビッグルーフ滝沢（滝沢市交流拠点複合施設）

■次に「NPO 法人四万十市への移住を支援する会」との分野別意見交換会について協議を行った。

— 小休中 —

— 正 会 —

司会を山崎委員長、記録を寺尾委員が担当することとなった。

— 小休中 —

■事務局より報告事項

・行政視察時のレポート様式について配付、説明した。

— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。

